様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）だいまるかいはつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 大丸開発株式会社  （ふりがな）うすい　いずみ  （法人の場合）代表者の氏名 臼井　泉仁  住所　〒501-6001  岐阜県 羽島郡岐南町 上印食８丁目８２番地  法人番号　8200001011902  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」  　https://www.daimaru-group.co.jp/security/  　当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」の「1.代表メッセージ」「2.DX戦略策定の目的」「3.DX推進における基本方針」の箇所にて公表 | | 記載内容抜粋 | ①　私たちは「より良いものを、よりお値打ちに」 お客様に喜んでいただける価値を創造し続けます。価値あるサービスを手頃な価格帯でご提供することで、より多くの方にご満足いただきたいと考えております。  DX戦略の目的  どのようなデジタル環境を構築するかを長期的な点で定め、変化の時代において我社がどう生き残っていくかを「DX戦略」として示すものである。  DX基本方針  １．デジタル技術を活用し、従業員が働きやすい環境をつくる  ２．顧客データを活用し、お客様に対して付加価値の高いサービス提供を行う  ３．社内にてDX人材の育成を行う | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」  　https://www.daimaru-group.co.jp/security/  　当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」の「4.DX推進プロジェクト」の箇所にて公表 | | 記載内容抜粋 | ①　ビジョンを実現するために、以下のフェーズに分けて取り組んでまいります。  大丸開発では、「業務の棚卸しとデジタル化」「BIツールを活用したリアルタイム経営」「「DX人材の育成」3つの戦略的な柱としたDX推進プロジェクトを取り組んでまいります。  ■短期課題(2023年)  「BIツールを活用したリアルタイム経営」  主な取り組み内容  １．営業、販売促進、顧客管理、建築施工管理、経理、会計、勤怠管理、人事評価、採用、社内コミュニケーションなどあらゆる分野でデジタル化を推進  ２．各部署で個別管理しているデータを統合し、BIツールでリアルタイムに可視化する  ３．部署ごとにKPIを設定し、実績進捗をリアルタイムに可視化する  ■長期課題(2025年～2027年)  主な取り組み内容  １．顧客データ分析と体験価値の向上  ２．顧客体験（CX）の改善  ３．業務効率化と生産性向上  ４．新規事業・知見の外部展開 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組みについて  　当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」の「6.DX推進体制」及び「4.DX推進プロジェクト内のDX人材の育成」の箇所にて公表 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進体制としては、  DXプロジェクトを進めるにあたり、社長直轄のDX推進チームを設置。  事業部門間のデジタル環境のブラックボックス化を防ぐとともに、本プロジェクトの迅速な進捗を図っている。  当社では、「デジタルを使いこなす力（活用力）」を重視し、  システム構築スキルよりも、現場スタッフが日常業務の中でDXを活かせる実践力を育成する方針を掲げています。  主な取組内容  ① セミナー・研修の実施  　社内外で「BIツール活用」「ローコード開発」「AI活用」などのテーマ別セミナーを定期開催。  　社内講師による勉強会と、外部専門家によるDXセミナーを組み合わせて実施。  　新入社員～管理職まで全階層で学びを標準化しています。  ② 共育（きょういく）の推進  　全社員が共に学び・育つ文化を醸成。現場ではOJT・社内研修を、  　DXサポートグループでは外部資格講座（Google・ITパスポート・BI関連）などで専門知識を習得。  ③ 実践的スキルの定着  　週次・月次の全体会議で、各部署が実施した業務効率化や顧客データ分析の事例を共有。  　成功体験を横展開し、組織全体で「デジタル思考」を育む仕組みを確立。  ④ 経営層の関与・レビュー体制  　毎週の役員会および月2回の経営会議でDX進捗・KPI・BIツール活用事例を共有。  　現場からの改善提案を迅速に吸い上げ、戦略修正や新規施策に反映することで、  　持続的な組織学習とスキルアップサイクルを形成しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組みについて  　当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」の「4.DX推進プロジェクト」内の◾️Phase 2：短期課題(2025年)【上記を進めるための具体的な整備】の箇所にて公表 | | 記載内容抜粋 | ①　現在の基幹システムをクラウド型の基幹システムへ移行する。  Google Cloud Platformを活用したデータウェアハウスを構築し、意思決定に必要なデータを常に最新の状態で確認できる状態をつくる。モバイル・ファーストを原則とし、現場主導のIT化を促進させる。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」  　https://www.daimaru-group.co.jp/security/  　当社コーポレートサイト内「5.DX推進プロジェクト達成状況をはかる指標」の箇所にて公表 | | 記載内容抜粋 | ①　毎年１０月の経営計画発表会にて自己評価発表を実施 。  発表内容にてITツールの活用に対しての各自目標と振り返りを行う。  半期評価に基づく面談時にDX推進の目標に対する達成度合の確認を行う。  「BIツールを活用したリアルタイム経営」の達成指標として  １． 1人当たり生産性（粗利益/従業員数）の向上  　　2025年37期実績　3,228万円  　　2027年39期目標　4,000万円  「DX人材の育成」の達成指標として  ２． DX人材の育成  　　2027年4期  　　システム管理者：2名  　　システム活用者：6名  　　システム使用者：全社員 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月 1日 | | 発信方法 | ①　DXの取り組みについて  　当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」  　https://www.daimaru-group.co.jp/security/  　当社コーポレートサイト内にて戦略の推進状況等を実務執行総括責任者がテキストで発信 | | 発信内容 | ①　「DXを原動力に、未来のまちづくりを支える」  現在、不動産・建設業をはじめ多くの業界で、就労人口の減少や高齢化が進み、5年後・10年後の体制確保が大きな課題となっています。  そのような時代において、膨大な顧客・市場データを持つ企業は、デジタル技術を駆使し、既存産業に新たな付加価値をもたらしています。  大丸開発は、DXを「不動産業の新たな価値創造の原動力」と位置づけ、リアルタイム経営と業務効率化を推進してきました。  私たちは、デジタル技術と人の力を融合し、お客様・地域・社員がともに笑顔で暮らせる未来を創造します。  DXは単なる技術導入ではなく、人を中心とした成長の仕組みです。  今後も、社内・地域・顧客との三方向コミュニケーションを通じて、より透明性の高い経営と社会的価値の創出を推進していきます。  さらに、部署ごとに分散しているデータをBIツールで統合し、全社でリアルタイムに「見える化」された情報を共有することで、  改善スピードを高め、従業員の働きやすさとお客様の満足度向上の両立を図ります。  私たちはこれからも、デジタルの力で不動産業界に新しい可能性をもたらし、  地域と共に成長し続ける企業でありたいと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。